資料２７

【○○保育所】

**事故発生の防止のための委員会の設置（ひな形）**

**1.　設置の目的**

施設内での事故を未然に防止し、安全かつ適切で質の高い教育・保育を提供する体制を整備する。万一事故が発生した場合は、その後の経過対応が速やかに行われ、子どもに最善の対応を提供できることを目的とする。

**2.　委員会の構成員**

※必要により施設長が指名する者をもって構成する。

・施設長

・主任

・調理員　など

**3.　委員会の開催**

年1回以上開催とし、事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行う。また事故発生時等において必要な際には、随時委員会を開催する。

**4.　委員会の役割**

(1)事故発生時の対応

(2)マニュアル、事故(ヒヤリハット)報告書等の整備

(3)事故(ヒヤリハット)報告の分析および改善策の検討

(4)事故防止の改善策及びその周知徹底

(5)事故防止のための情報提供

**5.　保護者等に対する説明・連絡**

(1)事故発生状況及び施設職員の対応状況

(2)事故発生原因及びその再発防止策

(3)事故による損害が発生している場合においては、賠償責任の有無

**6.　子どもや保護者への安全教育**

子どもの発達や能力に応じた方法で、子ども自身が安全や危険を認識し、事故発生時の約束事や行動の仕方について理解してもらうように努める。また、家庭における保護者の行動や教育により、子どもが安全な生活習慣を身に付けることができるよう保護者と連携を図る。